

農地保全整備事業（継続）

【3, 759（4, 062）百万円】

対策のポイント

急傾斜地や侵食を受けやすい性状の特殊土壌地帯又は、風害等を受けやすい地域において、土壌侵食の防止や暴風施設の整備を行い、農作物の生産性を確保するとともに下流域の土砂災害の未然防止に貢献します。

（侵食を受けやすい地域で発生する災害）

- ・ 急傾斜地帯や侵食を受けやすい性状の特殊土壌地帯や風害を受けやすい地域においては、台風や豪雨のたびに土砂崩壊等による農地・農業用施設の被害はもとより、肥沃な表土の流亡により農作物の生育にも支障をきたしています。
- ・ さらに、農地の侵食・崩壊は農業被害だけにとどまらず、地域住民の生命・財産や道路、河川等の公共用施設にも被害を及ぼすことがあります。

政策目標

集中豪雨などにより被害の発生するおそれのある農用地について防災・減災対策を実施

<内容>

集中豪雨等によって生じる農地の侵食を防止するために必要な排水施設の整備を行い、風食を受けやすい地域においては防風施設の整備を行います。

侵食が進行することにより発生する土砂崩壊を防止し、下流域の土砂災害防止に貢献します。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区等
2. 補助率 農林水産省：50%、北海道：50%、離島：52%
奄美：65%、沖縄：80% 等
3. 事業実施期間 昭和25年度～

【担当】 農村振興局防災課

荻野・根城 （03）3502-6430（直）